



栃木県公報

平成 19 年
6 月 1 日 (金)
第1873号

目 次

告 示

- 栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率.....491
- 栃木県議会定例会の招集.....491
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表.....491
- 土地改良区定款変更の認可.....494

公 告

- 疑似畜患の届出.....494
- 土地改良区役員の退就任.....494
- 土地改良区清算人の就職.....496
- 開発行為の工事完了.....496

雑 報

- 宅地建物取引主任者資格試験の実施.....497

人 事 委 員 会

- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正.....499

監 査 委 員

- 監査結果に基づく措置状況の公表.....499

告 示

栃木県知事 田 村 幸 三

栃木県営林産物売払規則（昭和四十一年栃木県政令第十七号）第二十七条の規定に準じ、当該規則の附則を次のとおりと定め、栃木県営林産物売払規則第二十七条の規定に準じ、当該規則の附則を定める規則（平成十八年栃木県政令第百七十六号）を、廃止する。

平成十八年六月一日

栃木県知事 田 村 幸 三

世 一 ・ 大 〇 一 一 一

（ 森 林 課 課 長 ）

栃木県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成19年 6 月 8 日栃木県議会定例会を招集する。

平成19年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一
（ 財 政 課 ）

栃木県告示第389号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成19年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成19年6月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計 画区名	単位区 域 名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度（単位ha）					
			水源か ん養保 安林	土砂流 出防備 保安林	防風 保安 林	干害防 備保安 林	保健 保安 林	計
那 珂 川	大 田 原 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）那須塩原市（本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、共壑社一丁目、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、東栄一丁目、東栄二丁目、東豊浦、安藤町、末広町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、阿波町、豊浦中町、原町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、豊浦南町、春日町、北栄町、美原町、黒磯、豊浦、共壑社、下厚崎、上厚崎、埼玉、鳥野目、小結、東原、渡辺、大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、唐杉、上郷屋、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木、越堀、寺子、鍋掛及び野間に限る。）及び那須郡那須町	338.50	54.13	0.22			392.85
同	那 珂 川 中流地区	那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	149.41	85.82		3.56	2.00	240.79
那 珂 川 鬼 怒 川	矢板地区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、暮沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）さくら市及び塩谷郡	366.28	113.65	1.14	0.54		481.61
鬼 怒 川	鬼 怒 川 中流地区	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町及び芳賀郡（茂木町を除く。）		29.27		13.16		42.43
		日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一～三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和						

同	今市地区	の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目～四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,114.03	144.82				1,258.85
同	日光地区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一～三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目～四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	300.94	147.09				448.03
同	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	191.30	42.24				233.54
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	鹿沼市及び上都賀郡西方町	857.25	184.49				1,041.74
同	佐野地区	足利市、栃木市、佐野市及び下都賀郡	356.79	102.54		1.88		461.21
計			3,674.50	904.05	1.36	19.14	2.00	4,601.05

(森林整備課)

栃木県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
芳 賀 台 地 土 地 改 良 区	平 成 19 年 5 月 15 日

（農地整備課）

公 告

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

平成 19 年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経 過 及 び 転 帰
ヨ ー ネ 病	牛	疑 似 患 畜	1 1 頭	那須塩原市	平成19年 5月16日	隔 離 中

（畜産振興課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
小 貫 土 地 改 良 区	理 事	酒 井 清		芳賀郡茂木町大字小貫83	18.7.30	
	〃	秋 山 整一	秋 山 整一	〃 〃 〃 2462	〃	18.7.31
	〃	秋 山 一男	秋 山 一男	〃 〃 〃 2658	〃	〃
	〃	磯 芳 榮	磯 芳 榮	〃 〃 〃 2613	〃	〃
	〃	関 広 司	関 広 司	〃 〃 〃 1783	〃	〃
	〃	小沢智之助	小沢智之助	〃 〃 〃 2320	〃	〃
	〃	磯 裕	磯 裕	〃 〃 〃 3485	〃	〃
	〃		酒 井 隆	〃 〃 〃 83		〃
	監 事	磯部 宗利	磯部 宗利	〃 〃 〃 1941	18.7.30	〃

那 須 用 水 土 地 改 良 区	監 事	谷中 武	谷中 武	芳賀郡茂木町大字小貫2499	18.7.30	18.7.31
	"	河田 周一	河田 周一	" " " 2644	"	"
	理 事	井上 雅雄		那須郡那須町大字高久甲4516	19.3.31	
	"	鈴木 健司		" " " 3489	"	
	"	相馬 秀夫		" " " 3798	"	
	"	田代 力		" " 大字高久乙伊藤台2731	"	
	"	鴫巢 信夫		" " 大字高久甲3978	"	
	"	常盤 義春		" " 大字高久甲字喰木原5359	"	
	"	益子 好夫		" " 大字高久乙伊藤台3831-6	"	
	"	松本 栄一		" " 大字高久甲663	"	
	"	室越 成由		" " " 637	"	
	"	深沢 一夫		" " " 5209	"	
	"	津久井恭夫	津久井恭夫	" " " 466-8	"	19.4.1
	"		後藤 ヤイ	" " " 485		"
	"		沢 福一	" " " 652		"
	"		鈴木 豊	" " " 3473		"
	"		相馬 信吉	" " 大字高久乙154		"
	"		相馬 秀一	" " 大字高久甲3969		"
	"		相馬 正芳	" " " 4991		"
	"		相馬 幸雄	" " " 3627		"
	"		田代 静一	" " 大字高久甲字喰木原5427		"
	"		平山きみ子	" " " 4473		"
	"		室井 正志	" " 大字高久乙2727		"
	監 事	相馬 勝		" " " 157	19.3.31	
	"	鈴木 忠雄		" " 大字高久甲3521	"	
	"	平山 和浩		" " " 4407	"	
	"	平山 森一		" " " 5101	"	
	"		斉藤 勇	" " 大字高久乙2835		19.4.1

	監 事		清水 寛治	那須郡那須町大字高久甲609		1 9 . 4 . 1
	"		相馬 文夫	" " " 3110		"
	"		相馬 裕泰	" " " 4507		"

○土地改良区清算人の就職

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について就職の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	就職年月日
鶏頂土地改良区	窪 見 儀 四 郎	日光市川治温泉高原222-2	1 8 . 7 . 2 4
	田 野 昭 三	" " 234	"
	新 井 捻 亮	" " 196	"
	横 田 道 徳	" " 213	"
	富 田 計	" " 176	"
	大 沢 信 行	" " 5	"

（農地整備課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 6 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 （工区に含まれる地域の名称）	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字多功字木ノ宮780番4	東京都板橋区高島平2丁目32番2 - 617号	石 川 良 作
鹿沼市見野字鳥居戸291番2	鹿沼市見野159番地 日光市藤原204番地	亀 山 佑 喜 亀 山 学
真岡市小林字大原1519番2	河内郡上三川町天神町22番地6 ブチ・リヴィエール 103号	石 口 謙 石 口 優 子
真岡市寺内1254番1	真岡市大谷新町11番地1 渡辺住宅C号棟	上 野 智 志 上 野 恵 美
真岡市鶴田字東原1番82 （開発行為に関する工事）	真岡市西田井1番地43	深 谷 綾 子

真岡市鶴田字東原1番82地先		
芳賀郡芳賀町大字東高橋1763番2	芳賀郡芳賀町大字東高橋2446番地	細 川 隆 久
下都賀郡藤岡町大字甲字西原935番3	下都賀郡岩舟町大字静和557番地30 スプリングマーチ204	川 島 実
下野市薬師寺字下原1122番6	下野市緑4丁目15番地3 グリーンヒルズ田村D - 102号	前 澤 道 夫
下都賀郡藤岡町大字藤岡字篠山2289番4、2289番5	下都賀郡藤岡町大字藤岡2289番地4	染 宮 友 次
下野市下長田字西原428番5	下野市下長田428番地5	荒 井 春 雄
下都賀郡壬生町大字国谷字明城2315番9、2315番10	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株 式 会 社 デ イ リ ー ヤ マ ザ キ
那須塩原市一区町315番187、315番212、315番224、315番225	那須塩原市前弥六208番地2	有 限 会 社 三 誠
那須塩原市太夫塚2丁目232番455、232番456、232番457、232番458、232番459 (開発行為に関する工事) 那須塩原市太夫塚2丁目232番454、232番437の一部、232番33の一部	那須塩原市太夫塚2丁目232番地 那須塩原市上赤田310番地24	小 島 四 郎 有 限 会 社 ブラザ・エステート

(都市計画課)

雑 報

○宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による栃木県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日（日）午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで。

2 試験の場所

宇都宮大学 宇都宮市峰町350

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項（登録講習修了者については、ア及びオに掲げる事項を除く。）について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

(2) 出題法令の適用期日

平成19年4月1日現在施行されている法令

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数

50問（登録講習修了者については、45問）

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成19年7月2日（月）から同年7月17日（火）まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成19年7月2日（月）午前9時30分から同年7月17日（火）午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習終了証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施前3年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

(イ) 顔写真ファイル（平成19年4月1日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの）を貼付する。

エ 受験手数料

7,000円

オ 受験手数料払込方法

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入することにより行う。

なお、納入に係る事務手数料は、本人の負担とする。

(2) 郵送申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成19年7月2日（月）から同年7月31日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(イ) 配布場所

社団法人栃木県宅地建物取引業協会本部及び各支部、栃木県各土木事務所及び栃木県県南健康福祉センター

イ 申込期間

平成19年7月2日（月）から同年7月31日（火）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をちよう付したもの）

(イ) 顔写真1葉（平成19年4月1日以降に撮影した無帽、正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの）

(ウ) 登録講習修了者については、(ア)及び(イ)に加えて登録講習修了者証明書（登録講習修了試験の合格年月日が試験実施期日前3年以内のもの）

エ 受験手数料

7,000円

オ 受験手数料払込方法

受験申込みの前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行の預金口座に払い込むことにより行う。

なお、払込みに係る手数料は、本人の負担とする。

カ 郵送先及び郵送方法

社団法人栃木県宅地建物取引業協会（宇都宮市西一の沢町9-20 栃木県不動産会館2階）あて、配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日（水）

(2) 発表の方法

6(2)ア(イ)の配布場所へ合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書を送付することにより行う。

8 試験に関する問い合わせ先

社団法人栃木県宅地建物取引業協会（電話 028（648）5611）

栃木県県土整備部住宅課（電話 028（623）2488）

（住宅課）

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第二十号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の1部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年六月一日

栃木県人事委員会委員長 郡 同 能 昭

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の1部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十一号）の1部を次のように改正する。

別表1市又は町の設置根拠町の款町長部局の項中「所収」を「会計管理室所収」に改める。

附 則

1の規則は、平成十九年六月十六日から施行する。

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県教育委員会教育長から、監査の結果について措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年6月1日

栃木県監査委員	鳥	田	文	男
同	神	谷	幸	伸
同	黒	本	敏	夫
同	佐	藤		誠

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	本 監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
	予 備 監 査 年 月 日		
那須教育事務所	平成19年1月17日	給与事務のうち、住居手当において、家賃相当額の算定誤り等のため、過支給となっているものが3件194,500円、支給開始月の認定誤りのため、支給不足となっているものが1件4,500円あった。今後、適正な事務処理に努められたい。	過年度分の過支給額については、平成19年1月12日及び同年1月15日付けで返納処理を行い、平成19年2月19日及び同年1月26日に返納しました。また、現年度分の過支給及び支給不足については、平成18年12月25日及び同年12月26日付けで返納及び追給処理を行い、平成19年1月15日にそれぞれ、返納及び支給しました。今後は、今回指摘のあった事項はもとより給与事務全般について、研修会を実施するとともに、会議を通して注意喚起を促すなど適正な事務の執行に努めます。
	平成18年12月8日		
栃木養護学校	平成19年2月23日	リース物品を含め、備品の保管管理及び事故対応に関して不適切なものがあった。	リース物品を含め、備品の管理者を室ごとに選任し管理責任を明確にするとともに、登録物品一覧表と現物との照合を行い、保管場所や鍵の保管方法等の管理体制を整備し、事故の再発防止に努めました。事故対応につきましては、毎月の定例職員会議において全職員に対し栃木県財務規則及び県立学校管理規則に基づく適正な管理を周知徹底しています。併せて、事故が発生した時の連絡体制図を作成し、事故処理や関係機関への連絡体制を整備しました。
	平成19年1月22日		

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、
順次繰り下げて発行)

発行人

栃 木 県

郵便番号320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号

印刷所

新日本印刷パブリケーション株式会社

郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号

購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)